



文化首都・京都の未来づくり

新 国際アート市場形成事業費

1.3億円規模

背景：世界アート市場規模6.8兆円のうち、日本は僅か約2,400億円（約3.6%）
京都の作家・アートが国際市場に評価される仕組みが存在しない

○ 2020年度の第1回京都国際アートフェア（仮称）開催に向けた、運営体制の構築や関連イベント等を展開

文化庁の国際文化芸術発信拠点形成事業を活用

- ▶ 海外アート関係者にネットワークを持つディレクターを招聘し、世界のトップ層から評価されるアートフェアの運営体制づくり
- ▶ 国内外のバイヤーやデザイナーが集まる「KYOTO KOUGEI WEEK」を開催し、伝統工芸関係の新商品開発支援や商談会、工房ツアー等を実施
- ▶ 昨年度好評を博した「アーティスト・フェア京都」の開催や若手アーティストと支援者の出会いの場を提供する「京都アートラウンジ」の開催等



2020年度の「京都国際アートフェア（仮称）」に向けた盛り上げりを創出



文化首都・京都の未来づくり

新 宇治茶ブランド世界発信事業費

0.1億円規模

背景：世界遺産の登録を目指した取組の強化、世界的な和食ブームによる日本茶への国際的関心の高まり

1. 世界遺産登録の推進

アゼルバイジャンで開催される世界遺産委員会において、「宇治茶の文化的景観」のPR等の実施

2. 宇治茶の新たな需要創造・海外発信

宇治茶ドリンク新商品のプロモーションや、海外において、宇治茶の価値を伝える「国際宇治茶伝道師」の任命



拡 ICOM京都大会2019開催費

0.3億円規模

※ ICOM・・・国際博物館会議

○ 各国の文化的オピニオンリーダー約3千人に対し、歓迎イベントやエクスカージョン等により府市協調で文化首都・京都の魅力を発信



文化首都・京都の未来づくり

拡 新行政棟・文化庁移転施設整備費

5.2億円規模

文化庁
移転

- ▶ 平成33年度中の文化庁の全面的な京都移転に向け、新行政棟及び文化庁移転施設に係る実施設計、埋蔵文化財調査、3号館の解体工事等を実施

拡 文化を担う人づくり事業費

0.5億円規模

文化庁との共催

- ▶ 全国トップレベルの高校生が京都に集う全国高校生伝統文化フェスティバルの開催や、小中学生等に対する文化体験等を実施

拡 地域文化活動振興事業費

0.8億円規模

- ▶ 文化を活用した地域活性化のため、各振興局単位で地域アートマネージャーを配置(山城広域振興局に新規配置)し、住民対象のワークショップや展示会等の事業を実施するほか、市町村を含む実行委員会や地域の団体による文化事業に対する助成等

北山文化環境ゾーン広場・プロムナード整備費

1.0億円規模

- ▶ 京都学・歴彩館と植物園、府立大学などの周辺施設との連携・交流を図るため、広場及びプロムナードを整備



観光総合戦略に基づく府域活性化

新 「京都観光交流圏」形成・拡大事業費

1 「文化観光」を切り口とした観光周遊を促進

文化財の活用

(1)文化財活用支援事業

0.3億円規模

- 全国でも屈指の文化財資源を有する本府の強みを更に発揮するため、文化財の「保存」と「活用」の好循環を生み出し、にぎわいを創出 ※ 文化財の保存活用大綱を策定
- ▶ 国宝等の保存修理現場の特別公開と府域のコンテンツを合わせた観光ツアーの開催
【31年度予定】東寺、清水寺、萬福寺
- ▶ 活用モデル事業として、地域の歴史や伝統等から着想したデジタルアート展示等を実施
- ▶ 府内各地域における社寺、祭り、史跡等の文化財を活用した取組に対する助成
 - ①文化財を活用した、地域における文化に親しむ取組(補助率1/2、上限50万円)
 - ②文化財の美装化、環境整備等(補助率1/2等、上限100万円等)

食文化の活用

(2)ガストロノミーエリア創出事業

- ▶ 地域の料理人等が学び合う場(料理LABO)の形成支援や取組状況の発信

文化力による未来づくり事業一覧

(単位:千円)

事項	概要	事業費
1 文化活動を担う人づくり		
文化を担う人づくり事業	学校や地域の文化施設と連携した小中学生等への「質の高い芸術文化」や「地域文化」を活かした文化体験機会の提供や全国トップレベルの高校生が京都に集い、日頃の成果を披露し合い、交流する「全国高校生伝統文化フェスティバル」等を実施	50,200
2 文化の保存及び継承		
京都学・歴史館資料保存・活用事業	京都における文化の発展及び学術の振興のため、資料の収集、保存(修理)、活用(公開)を一体的に実施	70,469
こころを育む古典の日推進事業	「古典の日」(11月1日)をはじめ、多くの人々が古典に親しむ機会をつくり、古典の文化的価値を評価するためのフォーラム等を開催し、その魅力を国内外に広く発信	7,500
3 新たな文化の創造		
文化創造促進事業	京都文化を支える文化芸術団体の分野横断的連携を強化するとともに、新たな挑戦の発表の場となる各種展覧会等を実施	21,997
4 文化資源を生かした地域づくり		
地域文化活動振興事業	リサーチを主とした短期アーティスト・イン・レジデンス(AIR)と、その成果を踏まえた制作発表を伴う中期AIRの府内各地展開や、市町村を含む実行委員会等や地域の団体による文化事業に対する助成等、京都府内各地域における文化活動の振興と地域の活性化に資する取組を実施	82,498
新・世界遺産事業	「天橋立」の世界文化遺産登録に向け、普遍的価値を高めるための調査研究の強化や地元とも協働し、気運を高めるためのシンポジウム等を開催	2,000
四季の彩り事業	府立植物園の四季折々の魅力を発信するため、桜ライトアップや名月観賞のタペ、紅葉夜間ライトアップ等を実施	7,650
5 文化資源を活用した経済の活性化		
国際アート市場形成事業(新)	文化芸術・産業等が一体となったアート市場の形成のため、作家自らが販売等を行う見本市「ワールドアーティストフェア京都」や若手作家の選抜展覧会「Kyoto Art for Tomorrow」、国内外のバイヤーやデザイナー等との相互交流による伝統工芸関係の新商品開発やビジネスマッチングを支援する「KYOTO KOUGEI WEEK」等を実施	139,200
文化財活用支援事業(新)	文化財を活用し、人が集まり文化に親しむ取組への支援や、文化財を活用する所有者に対し、美装化・環境整備のための補助等を実施し、文化財活用の好循環を創出	33,000
6 多様な京都の文化の発信		
京都文化カプロジェクト2016-2020開催	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けて、京都の文化を世界に発信し、新しい文化創造を目指す「京都文化カプロジェクト2016-2020」の実施計画に基づく施策を実施	30,000
ICOM京都大会2019開催	ICOM(国際博物館会議)京都大会2019の開催に当たり、大会参加者向けにおもてなし行事を開催するとともに、府民向けの大会開催記念イベント等を実施	33,000
国際京都学活動推進事業	京都学・歴史館において国内外の大学や研究機関等とのネットワークを活用した研究等を実施	14,450
7 文化活動を支える基盤づくり		
文化政策総合推進事業	京都文化の向上に寄与された方々を顕彰(「京都府文化賞」)するとともに、受賞者で構成される「京都文化芸術会議」からの提言を受け、文化力による未来づくりの推進を議論するフォーラム等を実施	9,625
北山文化環境ゾーン広場・プロムナード整備	京都学・歴史館と周辺施設との連携・交流を図るため、広場及びプロムナードを整備	108,000
文化芸術施設整備	文化芸術振興の「拠点」としての機能及び発信力を強化するため、緊急度の高い施設や設備の充実・機能回復を実施	226,000
合 計		835,589

京都府文化力による未来づくり条例の概要

1 経緯

京都府では、平成17年に「京都府文化力による京都活性化推進条例」を制定し、京都が有する優れた文化資源の力を「文化力」と位置付け、地域の活性化のための様々な施策を全国に先駆けて実施してきた。

この間の社会情勢の変化に的確に対応するとともに、文化政策の対象を拡大し、観光、福祉、教育、産業等関連分野との連携を図り、文化芸術が生み出す様々な力を文化芸術の継承、発展及び創造に活用し、その循環を作ることなどを趣旨とする文化芸術振興基本法の改正（平成29年6月23日公布・施行）や、文化庁の京都移転決定に伴う新文化行政の展開など、文化行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、条例名を「京都府文化力による未来づくり条例」とするなど、全面的に改正（平成30年7月31日公布・施行）したものの。

2 条例のポイント

○ 前文

文化の持つ力の意義や、各地域に個性豊かな文化や産業が築かれ、多様な文化の受入により創造を重ねてきた府内の文化の特色、社会情勢の変化による文化の継承の危機を踏まえ、文化の継承や創造、活用等により、質の高い府民生活と府内各地域の活性化の実現を目的とする旨を記載。

○ 基本理念（第1条）

①文化を担う人材育成、②誰もが文化に親しむ環境整備、③文化の保存・継承、④文化の創造、⑤多分野での文化の活用、⑥基本法との連携の6項目を規定。

○ 基本的な施策（第9条～第26条）

①人づくり、②文化の保存・継承、③文化の創造、④地域づくり、⑤経済の活性化、⑥文化の発信、⑦基盤づくりの7つの課題に対応した体系に整理。

【法改正に対応し、府として充実・強化等を行う部分】

食文化など生活文化の振興（第13条）

関係者（文化団体、大学、経済団体等）との連携強化（第2条、第8条）

文化資源を生かした地域づくり（第18条、第19条）

障害者等の文化振興（第12条）、文化を通じた国際交流（第23条）

基本計画（第7条）（法に規定する地方文化芸術推進基本計画）の策定

文化力による未来づくり審議会（第27条）（法に規定する都道府県の審議会）の設置

【府が独自に取り組む部分】

文化の相互交流や産業等との連携による新たな文化の創造（第16条）

文化資源を活用した経済の活性化（第20条、第21条）